

平成 19 年 1 月 9 日

金融庁  
金融庁監督局保険課 御中

在日米国商工会議所 (ACCJ)  
保険小委員会  
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 12 月 5 日付で公表された「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

前回の意見提出の際に申し上げた通り、在日米国商工会議所（以下、「ACCJ」）は、金融庁が金融改革プログラムの枠組みに基づき進められている改革を歓迎します。ACCJ はこれまでも金融改革プログラム「工程表」並びに金融庁のその他の公表文書で示された金融改革プログラムの目標を支援して参りました。ACCJ は「いつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質で、多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできる」金融システムを持つ極めて高度な「金融サービス立国」を目指す金融庁の構想が実現することを期待しています。

顧客の満足を実現する最善の方法は、顧客のインフォームド・チョイス（十分な説明を受けた上での選択）の能力を促進することである、と ACCJ は考えます。この目的において、今回の監督指針の改正で導入される予定の「意向確認書面」は、顧客が適切な保険に加入すること、また保険会社と顧客との間の「意思の合致」が適切に記録されていることの両方の確認に役立つと考えます。

ACCJ は前回提出した意見で、異なる販売方法に横断的に影響を及ぼす規制、指針およびその他のルール変更の際には、個々の販売チャネルの特性によって有利・不利が出ないよう、グローバル・スタンダードに整合したものとする必要性を強調いたしました。新ルールの一貫した適用においては、直接販売チャネルもしくは特定の他の販売チャネルを実質的に制限するような決定をすべきではありません。したがって、ACCJ は、多様な販売チャネルへ柔軟に適用する監督指針の新たな取組みを高く評価します。この幾多の販売方法に緻密に対応するこの新制度を完全なものにするためにも、金融庁の前向きで継続的な取組みをお願いするとともに、ACCJ も建設的な役割を果たしていきたいと思っております。

新制度の柔軟性を確保するにあたって、会社は意向確認書面をどのような形で作成したらよいのか、また複数の商品や販売方法が組み合わさっている場合にも監督指針通りの意向確認書面の作成・交付・保存が求められるのか、といった疑問は間違いなくあるでしょう。ACCJ は、金融庁が個別相談を受けていることを高く評価してきました。そして、今後の利害関係者間の相談及び情報交換のためのヒアリング又はタウンミーティング等、金融庁が制度化されたアプローチを活用することを要望いたします。この点、パブリックコメントの機会には重要な出発点です。消費者、業界などの関係者からの意見聴取は、模範的な実施例についての情報の公平な普及に役立つ方法となり得ます。また、ACCJ は、相談が業界にとって有益な情報をもたらした場合は、金融庁自身の主導の下、金融庁の重要な法令適用事前確認手続を通じて、そのような情報を金融庁のホームページ上に掲載を通じて公表することを推奨します。

またこの度、少額短期保険業者に対しても保険会社と同様の指針が示されたことを歓迎します。今後も引き続き実効性の確保に向けた取組みを強化されることをお願いいたします。

なお、今回の監督指針改正案の具体的内容に関する ACCJ のコメントは次のとおりです。

#### II-3-5-1-2(15)①

複数保険会社の保険商品を取扱う乗合代理店が、当該保険会社の了解の下、自ら取扱う全保険商品を想定した上で顧客ニーズに関する情報の収集と顧客ニーズに合致する保

險商品がどれであることを顧客と共同で確認ができる標準的な意向確認書面を作成することも、可であると理解して良いですか。

#### II-3-5-1-2(15)②イ

意向確認書面は「ニーズに合致した内容であることを確認するために最低限必要と考えられる顧客のニーズに関する情報」の収集が必要とされています。そして監督指針案は、「最低限必要な」情報として項目を列挙しています。その中には、貯蓄部分を「必要としているか」という項目が含まれています。ACCJは、「ニーズに合致することを確認するために最低限必要な情報」を取得すべきとする点については全面的に賛成しますが、貯蓄部分を「必要としているか」との文言が果たして最善であるか疑問に思っており、「望ましいか」または「適切であるか」といった文言の方が、保険業法に定められている適合性原則により合致した文言であると提案します。

#### II-3-5-1-2(15)③

監督指針案によると、募集人は、「意向確認書面を作成するために必要となる顧客のニーズに関する情報の収集に、出来る限り努めること」が求められています。しかし、注意書として、募集人が個人情報の保護に関する法律や銀行窓販における弊害防止措置など関係法令等を遵守することを要請しています。ACCJは、情報収集の段階において、このようなプライバシー及び顧客保護のルールを遵守することは重要であると考えています。もし、この注意書が従来の個人情報保護に関するルールや、銀行窓販における弊害防止措置に追加の規制を制定すること意図しているのであれば、その旨を明確にしたいと思います。

さらに、ACCJは、「出来る限り努める」を個別の募集人に適用するよりも、保険会社が必要な情報の収集を確保するための募集人向け教育やコンプライアンス制度の導入に最大限努力しているか否かを指標として適用された方がより効果的であると提案します。

#### II-3-5-1-2(15)⑤⑥

II-3-5-1-2(15)⑥は、保険会社に顧客が当該意向確認書面の記載内容に反対しないと確認することを求めています。もし顧客が記載内容に反する場合には、「当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこと」とされています。

ACCJは、II-3-5-1-2(15)⑤により、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合等の状況では、意向確認書面は契約締結後に交付しても良いと理解します。顧客が、意向確認書面を契約締結前に最終的に確認する機会として参考にすることを考えると、ACCJは、通常「速やかな」意向確認書面の記載の修正というのは、契約締結前の段階で求められているという理解で良いでしょうか。

II-3-5-1-2(15)⑤に挙げられている、意向確認書面の事後交付が例外として認められる事例につき、ACCJは、顧客が意向確認書面を受け取ってから修正を求めることができる、とありますが、この修正要求に一定の期限を定めることにより（例えば「合理的期間内に」などの文言）、契約の安定性を保護することが不可欠であると考えます。

## II-3-5-1-2(15)⑬

本項目では、顧客が保険契約の内容等について理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明を提供する努力を求めています。この監督指針改正案が実施された場合、金融庁は、検査の時等に当該努力が十分であったか否かを判断するため事例を検証することになります。この検証は、誤解を解くために取った行動が合理的であったかどうかの客観的な判断に基づくものであると考えます。したがって、ACCJは、本項目に基づき保険会社等に求められる具体的な取組みを示していただきたいと考えます。